

寒川町訓令第4号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町会計管理者事務決裁規程（平成 19 年寒川町訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 2 第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、会計管理者の権限に属するすべての事務を会計課長が専決するものとする。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算から適用する。